

## 農 業 委 員 会 議 事 録

### 第 8 回 農 業 委 員 会 総 会

1. 開会日時 平成 22 年 11 月 19 日 (木) 午前 9 時 30 分
2. 閉会日時 平成 22 年 11 月 19 日 (木) 午前 11 時 00 分
3. 場 所 豊山町役場 2 階 会議室 1

#### 4. 出席委員 (全 16 人中 15 人出席)

出席者	1 番	坪井 邦夫	9 番	柴田 充藏
	2 番	河村 稔	11 番	小塚 康孝
	3 番	鈴木 利彦	12 番	秋田 洋實
	4 番	秋田 秀機	13 番	高柳 幸善
	5 番	安藤 丁士	14 番	小出 千昭
	6 番	井上 巖	15 番	水野 満
	7 番	柴田 勝明	16 番	戸田 俊一
	8 番	坪井 猛		

欠席者 10 番 安藤 茂市

#### 5. 事務局 2 名

事務局 農業委員会 事務局 長 平岩 満  
事務局 員 松井 良廣

#### 6. 会議日程

- 1 開 会
- 2 会長挨拶
- 3 議事録署名者選出
- 4 報告事項 (1) 農地法第 5 条届出受理状況について
- 5 その他 (1) 農地パトロールについて  
(2) 農業委員会委員選挙人名簿登載申請書について

#### 7. 配布資料

- ①資料No.1 農地法第 5 条関係 (届出)
- ②「別紙 農地パトロールについて」
- ③「農業委員会委員選挙人名簿登載申請書について」

- ④「平成22年10月29日付け22尾農号外 愛知県尾張農林水産事務所農政課長通知（写）」
- ⑤「別紙 農業委員会の予算等について」
- ⑥「農業委員会手帳」
- ⑦「尾張地域のハウレンソウー栽培技術と経営ー」

## 8. 議事内容

### (1) 報告事項

#### ①農地法第5条届出受理状況について

- ・資料No.1に基づき説明し、特に意見もなく了承された。

### (2) その他

#### ①農地パトロールについて

- ・資料「別紙 農地パトロールについて」に基づき説明し、各委員が11月26日までに割り当て地区をパトロールし、26日午後1時に結果を持ち寄り、反省会を行うこととなった。質疑応答の要旨は以下のとおり。

[質疑応答]

A委員

2つあるのですが、管理の悪い農地の尺度をどうするかということと、担当地区によって終わりの時間に差が出ると思うんですが、どのぐらいを目途に戻ってくればいいか。丁寧にやれば相当時間がかかるだろうし、早く帰ってきた人は、ここで待っておれば良いと思うんですが。

会長

A委員の割当地区については、土地勘があまりなくていけないのですが、私の近くですと、B委員の担当地区が結構広いように思えるんですが、どれぐらいで回れそうですか？

B委員

10分もあれば回れます。

会長

大体30分以内では行けそうですね。C委員はどうだろう？

C委員

地番と併せて記録しながら回ってくると1時間くらいはかかると思います。

会長

いただける図面には地番が入っていますか？

事務局員

入っています。宝典を元に作成した図面です。

D委員

その図面は、事前に分けてもらえませんか？

事務局長

地図はもうできております。

D委員

個々で歩くなら、事前にもらえば、暇を見つけてまわれます。

C委員

そうだね。個々で回って26日にその結果を持って、ここに集まってくださいという方が良いかも知れません。

会長

事前に地図をいただければ、暇を見つけてコツコツということもできますので、もう図面はできてるそうですので、今、配布してもらいます。

C委員

その方が良いでしょう。1時にここに集まってくださいとして、そのときに報告して終わりと、雨が降っても良いでしょう。

E委員

26日にはもうパトロールを終えて、完成した図面を持ってくるということですね？

事務局長

それでは、図面をお配りしてよろしいですか？

**【図面配布】**

会長

事務局、それでは、先ほどA委員が言われた尺度について、説明をお願いします。

事務局長

それでは、説明をさせていただきます。まず、図面に黄色く塗ってあるところは、事前に私が回って草が結構生えていたところです。全部は回りきれずにはいません。あと、休耕田も原則として国の考えでは遊休農地になりますので、それも対象にしてください。ただ、豊山町は全体としては、そんなにひどいところはないのかなと思いました。意外に苗田の辺りが非常に難しかったです。かなり草が生えているのが実態でした。南の方については、稲刈り前に北の方は、稲刈り後に回っています。尺度は非常に難しいのですが、30センチくらい草があれば、とりあえず色を塗っていただければ良いと思います。今回これが初めてのことで、来年以降もこのような調査をやっていかなければなりませんので、国からの指導もありますし、皆さんには色々ご負担をおかけしますが、よろしくをお願いします。

会長

そうしましたら、事務局もまだ原案をまとめきって、いないようですので、今、ご意見を出していただいて、それをまとめたものを来週中くらいに配布していただくということで、事務局、それで良いですか？

事務局長

あと、赤鉛筆等が必要ですか？今ならすぐ用意したいと思いますが、どうですか？現地を確認したあとに田をおこした方もあるようですし、回りきれていないところもありますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

会長

蛍光ペンでどうですか。

事務局長

分かりました。それでは、今から配布させていただきます。

会長

他に何かありませんか？

F委員

地目が畑で、草ボーボーのところも見てくるんですか？

会長

現状、田であろうが、畑であろうが、草がボーボーなら耕作放棄地というふうに考えてもらえば良いと思ひます。

事務局員

雑種地が草ボーボーなのか、農地が草ボーボーなのか分からないところがあるということですよ？

会長

それは、委員の方では、地目は分からないので、現況調べて、草がボーボーのところを記録してきてもらって、それを事務局に調べてもらえば良いと思ひます。とにかくこれは、少なくとも手が入れていないところを調べてきてもらって、あとは、事務局に整理してもらいましょう。それしかできません。何回かやるうちには、もっと精査されてくると思ひますが、そのほか何かありませんか？

G委員

土地の所有者はどうやって調べるんですか？

事務局員

土地の所有者は、地番から調べることができますので、そこまで調べていただく必要はありません。

D委員

30センチ以上の草が生えていれば、マークしてくれば良いということですね？

A委員

最近では、果樹なんかだと雑草農業というのもあって、雑草が生えている方がいいというような話もあるんですが、だから30センチくらいは3週間も放っておけば、なるんじゃないですか？耕作放棄地という定義に当てはまるかどうかをチェックするんですよね？耕したのがいつかというのも問題になるんですが、30センチで耕作放棄地というのは当てはまるのかなという気がするんですが。

会長

果樹を植えて収穫しているのを見たことがないんです。課税逃れではないかなと思われる節もあります。果樹が植えてあって、その下が草が生い茂っているのを管理されているのかいないのか見極めるのは我々では無理だと思いますので、それは、事務局の方で、事情を聞いてもらうとか、調べてもらうとかして、耕作放棄地に当たるか当たらないか判断していただくしか方法はないと思います。いかがですか？事務局、我々が調べてきて、判断に迷うようなものについては、きちんと調べていただけますね？

A委員

耕作放棄地の定義を再度説明していただけますか？

事務局員

【耕作放棄地の定義を朗読】

A委員

そうすると本人の耕作の意思も確認しないと判断できないということですね？数年にわたって確認しないと。

C委員

今回、初めてだから、来年またみて、同じ状態であれば放棄地なんだと判定できる。連続してやらないといけないですね。

A委員

結局、今は、忙しくて、草が生えているけど、しばらくしたら耕して何か作るよということかもしれませんよね？

会長

これは、ようやく我々も始めて、農地パトロールをやることになったんですけど、数年にわたって雑草が生えているところは、放棄地と見られても仕方がないかなと思います。例えば、すぐその耕作されているところと草が生えているところがあるんですが、筆が分かれているかも

しれないし、それは、我々では判別できませんので、草が生えているところを調べて事務局に渡していかないと始まらないと思います。いずれにしる初めてのことなので、試行錯誤でお願いしたいと思います。

#### C委員

だから今回は一応それらしきものを上げて、事務局に渡すということで、今回は手始めだから、放棄地の認定の判断までは行かないということですよ？

#### 事務局長

ちょっとよろしいですか。まず、皆さんからいただいた資料を元に図面に落として、写真を撮ってきたいと思っています。来年に備えて残して、来年から耕作放棄地かどうかを確定すると思っています。一部が耕作されていて、他の部分が草が生えているケース等難しいんですが、今年度は、怪しいところは全て挙げていただいて、事務局で整理して、来年に備えたいと思います。よろしくをお願いします。

#### A委員

耕作放棄地がある一方で、野菜を作ってみたいというサラリーマンの方も結構いて、それを権利関係の煩わしくない方法で、結びつけるというのが目的だと思うんです。どの辺をにらんで調査を行うのかをしっかりと押さえておく必要があると思います。たくさん放棄地があって、何年経っても放棄地が減らないということになれば、豊山の農業委員は何をやっているという話になる。だんだん減っていけば、豊山の農業委員会は活発にやっているなということになるんです。数年にわたって調査をするわけですから、同じ基準でやらないと、そのためには、将来をどのようにするのか見据えてやる必要があるんです。耕作放棄地を減らすために実施するわけですから、減らすためにどうするか、そのために使いやすいデータを集める必要があると思うんです。

#### H委員

来年に備えて、まず、調べるということだから、結果だけ調べて事務局に渡せばいい。

#### 会長

農地パトロールの手引きを読んでもと例えば耕作放棄地になっておるが、耕作者が不健康で、できないというようなときに、行政なり、農業法人が一坪農園として貸し出すというような方法も載っています。よくあるのは、地主が農地を貸すと作別れなどの問題が出るから貸したくないということもあるんです。そのために行政なり、農業法人が間に入って行うという方法が書いてある。そういう土地があるか、ないかの

あぶり出しのためでもあるんです。

A委員

小さい畑は、借りたい人が結構あります。貸すと面倒だから、いやだという話も結構ある。農業委員はそういう現状をよく知っているから、その仕組みをどうするかという議論をするべきだと思うんです。農地法が権利関係を縛っているから、それをどうするかという意見を出さないと進まないと思うんです。

会長

そういったスキームも考えていけないとは思いますが、まずは現状を把握して、行政なり農業法人なりがそういう手立てを考えていく。明らかな方向付けは現段階では非常に難しい。事務局がどう舵取りをしてくれるか、それを事細かにやろうと思うと兼務の事務局が一人では何ともならない。そこも考えていかなきゃならないと思っています。我々の仕事が増えてくると事務局の仕事も増えてきますから、それをどうしたら円滑に行うかが大事だと思います。この集めたデータをどう有効利用するかは、おいおい、事務局で考えてください。お願いします。

E委員

26日までにパトロールをして、結果を持って、26日の1時に集まればいいわけですね？

A委員

事前に終わっていれば、26日以前に提出してもいいんですか？

G委員

1時に集まって何か会議でもやるんですか？

会長

これは、会長としてお願いしたいのですが、今回初めてのことで、一応、巡回が終わって、ここに集合して、色々なお気づきの点を踏まえて今後のために残していきたいと思うんです。あとこの結果は、農政局に報告しなければなりません。皆さんの感想や結果を事務局がまとめて、国の方へそれなりの報告を出すと。国の方針でやれと言っていることですので、何もやらずに出すわけには参りませんので。皆さんにご迷惑をおかけしますが、事前に十分にチェックしておいていただければ、1時に集まって、短時間で反省会をかねて最後の集約して事務局がまとめて出すと。本来はこの仕事をやると農水省が予算を出してくれるんですが、その手続きに必要な条例規則が豊山町にはありません。ですからお手当ては、なしでございます。ゆくゆく日当を請求していくためには、実績を残しておきたい。ということで皆さんにご迷惑をおかけしますが、

よろしくお願ひします。できるだけ問題点を出していただき、農政当局に出していきたくと思います。

②農業委員会委員選挙人名簿登載申請書について

- ・資料「農業委員会委員選挙人名簿登載申請書について」に基づき説明し、了承された。質疑応答の要旨は以下のとおり。

[質疑応答]

I 委員

○のついている方以外に配布する必要はないじゃない？

会長

農地を買われた方は、八四の提出をしていないと把握できませんので、訂正をしていただくということで留めておきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

A 委員

町外の農地でも算入できますか？

会長

そのとおりです。

F 委員

山林は含まれますか？

C 委員

山林も農地台帳には書いている。

A 委員

採草牧草地は入るけど山林は入らないのではないですか？

I 委員

農地について、耕作している者だから山林は入らない。

J 委員

耕作に従事する日数が60日に達しない者は除くということですね？

事務局員

10アールあれば、一人の方は選挙権があります。

会長

世帯主だけは選挙権ある。

J 委員

家内でも、もう60日も従事してない。そうすると一人ということですね？

事務局員

そうですね。

A 委員

こないだ出したやつの変更があれば書くということですね？

事務局員

そうです。

A委員

農業委員会認定面積というのは、今回の耕作放棄地調査も反映されるんですか？

事務局員

それは、反映されません。

A委員

配るときに農家台帳を一緒に配りますか？おぼえていない人もあると思うんですが、どうしますか？一番丁寧なのは、前はこうでしたという資料を付けて、変更ありますかという形が一番丁寧じゃないですか。本人もよく分からずに書く場合が結構あるんです。

会長

今のご意見はごもっともだと思うんですが、八四のときの数値を今回の申請書に打ち出して、間違いがなければ印を押して出していただく。変更があれば訂正して出していただくというのが一番だと思うんですが、その名簿を作るためのシステムができないので、大変だと思います。あとは台帳をコピーして済むものならそれでいいんですが、その辺はどうですか？

事務局員

農家台帳を全てコピーして、仕分けをしたりとなると少し時間がかかります。

A委員

2つあるんです。一つはプライバシーの関係ですね。我々、これを見て配布して、回収してますよね？その時点で個人情報の保護をどうとらえるか？

もう一つは、八四の調査のときと基準日が異なりますよね？その間の変更はあると思うんですが、認定というのはどういうことですか？

事務局員

ここで言う認定は、本人が書いてきた面積を確認して、農業委員会が選挙権があるかないかを判断するということです。それを選挙管理委員会に提出する必要があります。

会長

色々議論も出たようでございます。農家台帳のコピーは、出してくれますか？

事務局員

はい、今日すぐは、出せませんので、26日の農地パトロールのときまでに用意すればよろしいですか？

C委員

それは必要ないと思います。どうせ8月以降の届出は事務局でプラス、マイナスして管理していただいている、正しいかどうかを書くわけだから、申告されたのが重点じゃなく農業委員会の認定面積というのが主体なわけですよ？

事務局員

そうですね。端数が少し、食い違うくらいのことなら問題ないと思うんですが、あまりに異なるようだと本人に事情等を聞いてどうされたかという確認も必要になる場合もあると思います。

会長

個人情報も重要なので、農地台帳は配布せず、本人が書いてくる数字をそのまま是として、事務局で精査するということをお願いします。

### ③その他

- ・資料「平成22年10月29日付け22尾農号外 愛知県尾張農林水産事務所農政課長通知（写）」、「農業委員会の予算等について」を説明。
- ・資料「農業委員会手帳」、「尾張地域のハウレンソウ栽培技術と経営」について、説明。
- ・次回の会議は、12月16日（木）午前9時30分から開催予定で、資料は、12月2日頃に送付予定である旨説明。

（午前10時50分終了）

9. 農地転用件数

10月農地転用件数				農地転用累計				
農地法適用条項	件数	面積㎡	地区	農地法適用条項	件数	面積㎡		
3条	許可	0	0.00	青山	3条	許可	0	0.00
		0	0.00	豊場			届出	10
	届出	0	0.00	青山				
		0	0.00	豊場				
4条	許可	0	0.00	青山	4条	許可	0	0.00
		0	0.00	豊場			届出	10
	届出	0	0.00	青山				
		0	0.00	豊場				
5条	許可	0	0.00	青山	5条	許可	3	1,546.00
		0	0.00	豊場			届出	24
	届出	0	0.00	青山				
		1	145.00	豊場				

※ 累計については平成22年1月～平成22年12月(再申請分を含む)

議事録署名人 (会長及び出席委員2名)